



定期賃貸住宅契約についての説明（借地借家法第38条第2項関係）

令和4年3月1日

定期賃貸住宅契約についての説明

貸主（甲）住所  
氏名 印

代理人 住所  
氏名 印

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

(1)住宅	名称		
	所在地		
	住戸番号		
(2)契約期間	始期	令和4年4月1日から	1年間
	終期	令和5年3月31日まで	

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主（乙）住所 福島県福島市杉妻町2番16号  
氏名 福島県知事 内堀 雅雄